



熊本県公報

第12716号

平成30年4月24日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (〃) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正…………… (監理課) 2
- 漁港施設使用料の徴収事務委託…………… (漁港漁場整備課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 4
- くまもと県税システム用サーバー及び関連機器等の借入に係る一般競争入札の参加資格等…………… (税務課) 4

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 平成29年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況…………… (県政情報文書課) 5
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 8
- くまもと県税システム用サーバー及び関連機器等の借入に係る一般競争入札の実施…………… (税務課) 9

登 載 依 頼

- 技能教育施設の廃止…………… (高校教育課) 12

告 示

熊本県告示第364号

平成21年3月24日熊本県告示第235号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山の手1	天草市山の手町	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山の手1	天草市山の手町	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市魚貫町浦越 2908番37地先から 同所 2930番7地先まで	前	4.4 ～ 8.3	837.6	活力基盤改築
			後	6.3 ～ 25.4	837.6	

2 区域を変更する期日 平成30年4月24日

熊本県告示第367号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

熊本県公共工事請負契約約款（平成23年熊本県告示第349号の14）の一部を次のように改正する。

第36条ただし書中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に改める。

附 則

この約款は、告示の日から施行し、改正後の第36条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

熊本県告示第368号

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第15条第1項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

なお、平成29年4月14日熊本県告示第479号（漁港施設使用料の徴収事務委託）は、廃止する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合

二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

熊本県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡甲佐町大字上早川字六谷	前	8.7	12.5	災害復旧
		4295番2地先から		13.8		
		同所	後	10.3	12.5	
		4295番1地先まで		13.8		

2 区域を変更する期日 平成30年4月24日

熊本県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山	前	15.9	37.7	災害復旧
		504番2地先から		31.1		
		同所	後	25.5	37.7	
		512番地先まで		32.1		

2 区域を変更する期日 平成30年4月24日

熊本県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字七滝字芦田	前	16.1	8.0	災害復旧
		600番1地先から		17.7		
		同所		16.1		

		599番地先まで	後	～ 21.0	8.0	
--	--	----------	---	-----------	-----	--

2 区域を変更する期日 平成30年4月24日

熊本県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡甲佐町大字西寒野字鹿生田	前	19.7	22.5	災害復旧
		1068番地先から		29.9		
		同所	後	25.1	22.5	
		1068番地先まで		30.9		

2 区域を変更する期日 平成30年4月24日

熊本県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町大字早楠字弁天 1428番地先から 下益城郡美里町大字早楠字下弁天 1928番1地先まで	249.0	活力基盤改良

2 供用を開始する期日 平成30年4月27日

熊本県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山 大津線	菊池郡大津町大字古城字五番東原 971番7地先から 同所 971番7地先まで	30.2	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年4月24日

熊本県告示第375号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
くまもと県税システム用サーバ及び関連機器等の借入れ
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年5月11日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含む）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2603番の一部
292.45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市鏡町野崎225番地
野田 敬一郎

熊本県公告第236号

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第32条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号）第17条の規定により、平成29年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表する。
平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成29年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況

（表は平成30年3月31日の状況）

1 保存の状況（総数）

- ① 所蔵簿冊数

特定歴史公文書の総所蔵簿冊数						
		目録に記載された簿冊数				【参考】 目録調整中の簿冊数 (移管予定簿冊数)
		媒体の種類別				
		文書又は図画	電磁的記録	その他		
行政機関	6,274	6,274	6,274	0	0	0
地方独立行政法人等	0	0	0	0	0	0
計	6,274	6,274	6,274	0	0	0

(注) 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

② 利用制限区分の状況

目録に記載された簿冊数					
		利用制限区分の別			要審査
		審査済み			
		全部利用	一部利用	利用不可	
	6,274	63	20	6	6,185

2 移管受入の状況

移管受入簿冊数		
	移管元機関の別	
	行政機関	地方独立行政法人等
	1,371	0

3 利用請求の状況

利用請求件数		【参考】 移管元行政機関等による 利用の特例の件数
	うち本人からの利用 請求の件数	
	3	0
		17

4 利用決定の状況

利用決定件数			
	全部利用 決定	一部利用 決定	全部利用 制限
	3	0	0

5 利用の状況

利用の方法	
閱 覧	写しの交付
2	1

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分に係る異議申立て	
異議申立件数	処理件数
0	0

※3以下は利用請求等の件数（1件につき複数の簿冊が含まれる場合あり）

熊本県公告第237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3
- 2 築造者の氏名 有限会社サンケイ地所
- 3 道路の位置 菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2948番5
- 4 道路の幅員 4.52メートルから4.65メートルまで
- 5 道路の延長 34.00メートル
- 6 指定年月日 平成30年4月6日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第2号

熊本県公告第238号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社松浦常男 農産	八代市千丁町吉王丸	八代市岡町中字船津432番
有限会社松浦常男 農産	八代市千丁町吉王丸	八代市海士江町字下毛2933番ほか2筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字道下2260番2ほか6筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市上野町字折口3593番1ほか1筆
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字老八番割1054番1ほか3筆
岩田 誠	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式五番割1321番1ほか1筆

釜 大輔	葦北郡芦北町女島	葦北郡芦北町大字大川内字長石2224番1ほか7筆
------	----------	--------------------------

2 認可年月日
平成30年4月17日

熊本県公告第239号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字前田1752番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡2208番
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字蔵免767番ほか2筆
石坂 幸樹	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字神部837番
田中 克知	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字中鶴233番1ほか7筆
深水 英史	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字塚ノ原2172番6
吉村 陽一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字吉原2362番
東 香澄美	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番39ほか1筆
福永 美知信	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字大木479番1
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田甲字白鳥下9番ほか1筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田乙字東山口田343番1ほか1筆

2 認可年月日
平成30年4月17日

熊本県公告第240号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
古川 盛康	熊本市西区城山下代	熊本市西区城山大塘四丁目636番ほか3筆
藤森 和晃	熊本市西区河内町白浜	熊本市西区河内町白浜字馬米1211番2ほか7筆
大森 信哉	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字狐塚545番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町今吉野字丸山285番ほか17筆
陣 清孝	熊本市南区城南町丹生宮	熊本市南区城南町丹生宮字西新畝町557番1

田上 真智美	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字戸崎1807番1ほか1筆
--------	----------	-----------------------

2 認可年月日
平成30年4月17日

熊本県公告第241号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
くまもと県税システム用サーバ及び関連機器等の借入れ
- (2) 借入物品及び数量
くまもと県税システム用サーバ及び関連機器等 一式
- (3) 借入物品に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
くまもと県税システム用サーバ及び関連機器等の借入れ要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 借入期間
平成30年9月1日（土）から平成35年6月30日（金）まで
- (7) 納入期限
平成30年8月31日（金）
- (8) 納入場所
要求仕様書による。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、58月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成30年5月11日（金）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

ウ 1(4)の入札担当部局
競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送
する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の
申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る
更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の
申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る
再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年
熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類として、仕様適合証明願及び機能等証明
書を、平成30年5月18日（金）までに1(3)の発注・契約担当部局へ提出し、審査
を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす
者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 仕様適合証明書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式
で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)
アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等
1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる
書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出
期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ
れた競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、
(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限
る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年5月25日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出
があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年5月25日（金）午
後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札
説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日
から平成30年6月7日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年
6月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年6月7日（木）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入
札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、
郵送により提出を行うときは、平成30年6月6日（水）（必着）までに1(4)
の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、
二重封筒で表封筒に「入札書在中」とし、裏封筒に「親展」とし、中封筒の
表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れるこ
と。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、
1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札によ
る入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送

により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までには再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月あたりの賃借料)に借入月数(58月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班

電話番号 096-333-2101

ファックス番号 096-387-4901

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

A Set of servers and other supplies for “Kumamoto Prefectural Tax Data Processing System”

(2) Date and Place for tender

Date: June 7th, 2018, 10:00

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management Section, Taxation Division,

(3rd floor of Prefectural Government Main Building)

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2101

(4) Others

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼**熊本県教育委員会告示第9号**

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月24日

熊本県教育長 宮尾千加子

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	廃止年月日
清和国际高等学園	熊本市中央区新大江一丁目27番2号	平成30年7月1日